

サステナビリティ投資方針

国民年金基金連合会

1. 目的・基本的な考え方

この方針は、環境・社会・ガバナンスの要素を含む持続可能性（サステナビリティ）を考慮した投資（サステナビリティ投資）に関する事項を纏め、改めてここに表明するものです。

国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、将来にわたって健全な年金制度を維持するに足る運用収益を長期にわたって獲得するためには、市場全体が持続的かつ安定的に成長することが不可欠と考えます。このためには、世界経済の持続可能性がポートフォリオの長期のリスク・リターンに影響を与えるという考えの下、運用受託機関と投資先の「目的を持った対話」（エンゲージメント）を促進し、サステナビリティ投資を推進することが重要と考えます。

本方針を策定することで、PRIの署名機関の要件を満たすとともに、アセットオーナー・プリンシプルの原則5に対応するものとなります。

2. 対象

すべての運用受託機関を対象とします。

3. 対応方針

(1) 組織・体制の構築

連合会は、サステナビリティ投資を実効的に推進するための組織・体制を構築します。

(2) 委託先選定・評価

連合会は、サステナビリティ投資は、中長期的な運用における収益率やリスクに影響すると考え、すべての運用受託機関の選定・評価においてサステナビリティへの取組みを評価対象とします。

(3) エンゲージメント

連合会は、「スチュワードシップ活動原則」を定め、運用受託機関のスチュワードシップ活動をモニタリングし、運用受託機関とエンゲージメントを行うことで、運用受託機関と投資先のエンゲージメントを促進しています。エンゲージメントの促進によって中長期的な投資先の価値が向上し、連合会は収益率の改善という恩恵を受けられます。このため、連合会では、運用受託機関に、セクターにおける重要性、投資先の実情等を踏まえて、投資先のサステナビリティに関連するリスクや収益機会を把握し、それに基づくエンゲージメントに積極的に取組むことを求めます。

(4) 議決権行使

連合会は、「議決権行使原則」を定め、運用受託機関に対し、サステナビリティを考慮することは中長期的な企業価値向上のために重要であるとの認識の下、投資先企業のサステナビリティを考慮した上で適切に議決権行使を行うことを求めます。

(5) 組織の知見向上および他団体との協働

連合会は、運用受託機関とのより詳細なコミュニケーション、他のアセットオーナーや投資先と意見交換を実施することにより、サステナビリティに関する組織の知見の向上および資産運用業界における協働に取り組めます。

附則

この方針は、令和6年8月8日から適用する。